

3. 根室市青少年問題協議会条例施行規則

昭和35年6月30日規則第10号

改正 昭和44年8月26日規則第23号

昭和49年5月2日規則第30号

平成27年2月17日規則第47号

(趣旨)

第1条 根室市青少年問題協議会条例(昭和35年根室市条例第24号。以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 根室市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 協議会は、委員2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 協議会に次の専門部会を置く。

(1) 補導育成専門部会、補導育成専門部会は、青少年の健全育成及び環境浄化並びに補導に関する業務を行うほか、根室市青少年相談室の運営について審議する。

(2) 勤労青少年専門部会、勤労青少年専門部会は、勤労青少年の指導育成に関する業務を行う。

(3) いじめ対策専門部会、いじめ対策専門部会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携その他のいじめ防止対策の業務を行う。

2 専門部会は、専門委員をもつて構成し、各部会に部会長及び副部会長を置く。

(1) 部会長は、会務を総理する。

(2) 副部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 部会長及び副部会長の選出は、各専門部会の委員の互選による。

(4) 専門部会の会議は、部会長が招集する。

(専門委員の任期)

第4条 条例第4条第1項に定める専門委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置き、事務局長は青少年行政担当主管課長を、事務局員は同課員をもつてあてる。ただし、第3条第1項第3号に規定するいじめ対策専門部会の事務局長は学校教育行政担当主管課長を、事務局員は同課職員をもつてあてる。

3 事務局長は、会長の命をうけて、その所属事務を掌理し、事務局員を指揮監督する。

4 事務局員は、上司の命をうけて協議会の事務を処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年8月26日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年5月2日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年2月17日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。